

二七 盛里村の事務議定書

明治八年（一八七五）

議定書

曩キニ当村合併ノ議決シ、盛里ノ改称ヲ下シ、尋テ事務ヲ一樣ニ運
転シ、官民ノ間最モ便ノ宜キヲ取り、從テ迂務且ツ冗費ヲ省ント欲
スルナリ、是レ即チ御仁政ノ一大事業ヲ遵奉補賛スル人民義務上ノ
本分ヲ尽スノ一端ニシテ、既ニ茲ニ開事務以降、専ラ官民一致ニ関
スル村内ノ事件ヲ取り、一トシテ之レニ举サルハ無ク、勉テ從事
シ、以テ歲月漸クニ遷ルト雖モ、当事務所定則ノ未タ判然議決ナラ
ザルヨリ、百般専務ノ自ラ因循姑息ノ姿ヲ成シ、甚シキハ急遽激務
ノ際、及ビ臨時集議等ノ席ニ遲參或ハ不參ヲ成シ、且ツ之レカ為メ
事務遷緩ニ流レ、実ニ今日ノ義務ヲ失ヒ、猶ヲ寛大ノ御旨意ニ反対
スル事顯然タルヲ恐ル、ニヨリ、今般更ニ合議功論シ以テ左ノ箇条
ヲ掲ゲテ方向一層ノ親和成熟セント盟約セリ

条件

一条 公ノ布達および新聞紙上等、平素閲読シ勘成規ニ違反致間敷事

但、成規アル義ヲ一トシテ犯シ候時ハ、直ニ其筋へ申出御沙汰可受候

二条 学校資本金ノ乏ヲ補ヒ、戸掛および受業料等を附シ、維持ヲ起スヘキ事

三條 所屬中、童男女六歳ヨリ十四歳迄ニ終る者ヲシテ学籍編製就学ナサ令ムル事

十條 他人所有之山林等^(マツ)、其他各種伐採候モノ、誰彼ノ進退
地ヲ不問、見付次第其筋ヘ申出、沙汰可受事

十一條公村事務へ係ル要件其他百般會議及急速激務之際、來ル幾日或ハ何時より、時間ヲ以触示時無遲延出頭可致事

付タリ、臨時會之節も本条ニ同シ、万一違則遲參不參等無謂出頭不致者ハ一同集湊ノ者ノ事業ヲ妨ルノミナラス、事務差閤不踴義も有之故過怠金として

不参ハ金匱円也

遲參 金五拾錢也

右犯シ候節ハ始末書差出情実糺談之上、前書償金可為差出(アラ)候、但伍下へ伝達之節犯シ候者ハ前同様之事

十二條大察日は勿論、其余休業は毎月一日・十五日両日ヲ以休暇ト定メ、尠モ余ニ休業不相成候事

但、本条ヲ犯シ旧曆之祝日扨ト相唱ヘ休業候者ハ各伍々長より可及差留候、万一相拒候時は其筋ヘ進達可致候事

右之条々集論功論之上規定候間、各伍下へ懇篤説明し、一同受印為致方向相守候様可致、依之連署候也

同	同	同	同	同	伍長
谷	野	谷	臼	同	前
内	武	内	井		田
庫	儀	勝	權	正	茂
之甫	三郎	造	重	平	平
印	印	印	印	印	印

但、病氣又ハ不得止事故アルモノハ、情実父兄ヨリ必書面ヲ以届出ヘク事

四條 道路修繕之義は、冗路ヲ省き高低屈曲等ヲ見査シ、便ヲ功諱シ、担任ノ土木掛村総代等ノ指揮ニ準拠シ、勘憤激ヲ促スヘカラサル事

但、往還其他ノ間道と雖モ、塵芥腐等掃除平素清潔ヲ旨トスヘシ

五条 川除普請及橋梁架設等一同湊集シ、以テ補理候は一般ノ義務ナレバ、徴賦出役時間相達次第、無遲緩出頭可致事

但、不得止事故アル時ハ、必ス通知伍長ヘ其段可届出、無
其義遷延之分ハ相当之処分可致候

六条 用水之義ハ、人民ノ不可欠一大必要ナレハ、水原ヨリ流末ニ至ル路線ヲ清潔ニシ、尠ノ塵芥腐投捨ヘカラス

但、違戾之者ヘハ相当之処分可致候

七条 一村内維持スル山野原荒無等へ樹木ヲ繁殖セシムヘシ、因テ
杉松其他地味ヲ査シテ共同誥社ノ上植付ベク事^(ママ)

但、本条ヲ犯シ、今日相對会山ニ生スル松杉等伐木ナスモノハ直ニ其筋ヘ可差出候事

八条 野火消防は、昼夜ヲ不問、山野近郷より焼出る時は、見聞次第直ニ最寄りノ人民拳テ之ヲ消防スベキ事

九条 山野原叢燒捨土地ニ限り、毎年三月中旬風烈雨雲ノ日ヲ除シ、通知ノ時間無遅延一村内ノ人民最寄山野拳テ登臨シ、不
過様注意ノ上投火シ、火氣終迄看護スベキ事

戸長	同	副戸長							同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日向儀作	渡辺志平	谷内文造	小俣茂三郎	前田惣七	小俣周平	清水三郎平	前田七平	杉本佐重	日向登	朝田源吾	小俣治作	同多平	小幡勇	橋本良作	清水久平	清水真治郎	渡辺正朗			

(明治八年「盛里村創立伍組取極其他所関」)

(都留市蔵 盛里出張所文書一)

【解説】 盛里村誕生のさい旧村単位に伍長を公選し、その管轄内の地租・戸籍・道路などの事務を円滑に施行できるように責任をもたせた。議定書は伍長を組み込んで新しい村の仕事がどういふものだったのかを示している。